

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本方針

令和5年6月

奈良県

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

### 1 本県農業の現状

奈良県では、恵まれた気象条件や高い土地生産力を活かして、古くから農業が発達してきた。奈良盆地では、雨が少ないことから多くのため池が作られ、今でも大小あわせて4,300余りのため池が残っている。江戸時代に入ると、農業用水の不足に対応して、米のほかに綿や菜種、たばこ等の商品作物が盛んに栽培され、水田を利用した畑作が発展し「田畑輪換」と呼ばれる営農形態が確立されていた。

近年では、京阪神大消費地への至近性を活かしながら高度な栽培技術を駆使して、稲作のほか、野菜・果樹・花き・茶・畜産等の収益性の高い多様な農業が展開されており、地域の基幹的産業として位置付けられるとともに、県土・環境の保全、農村景観、伝統文化の継承等、生産以外の面でも重要な役割をはたしている。さらに、最近では消費者の安全・安心・新鮮な農産物に対する需要の高まりに対応して、朝市・直売所等を拠点とした地産地消の活動も各地で盛んとなっており、地域の農業の活性化に寄与している。

### 2 農業構造面の特徴と課題

本県農業は、高齢化や後継者の減少が進む一方で、農地に対する資産的保有意識が強いため農用地の集積・集約化が進まず、一戸あたりの経営規模が狭小となっている。結果として、農家の多くが農業を副業的に行う小規模の経営体で占められ、担い手は園芸作物や茶・畜産部門を行うという農業構造となっている。

農地の資産的保有意識や農業経営体の減少等により耕作放棄地は増加しており、周辺優良農地に及ぼす悪影響や担い手への農用地利用集積の障害となるばかりでなく、奈良らしい農村景観を悪化させている。

このような状況をうけて、耕作放棄地の解消・未然防止や地域農業の維持・活性化を図るため、認定農業者などの担い手を育成・確保するとともに、農業を副業的に営む小規模の経営体など多様な経営体との連携や、担い手を支える臨時雇用者やヘルパー組織などの農作業支援者の役割にも留意していくことが必要である。

### 3 基本的な推進方向

- 意欲ある担い手の確保・育成と農地マネジメントの推進
- 戦略的な販売の推進と奈良の食の魅力づくり
- 販売戦略を踏まえ、需要に応じた生産振興
- 地域資源を活用した農村地域の活性化

を施策の柱とし、関係機関と連携を図り、農業、農村が持つ資源を最大限に発揮させることにより、今後の本県農業の振興と農村の活性化を進める。

#### (1) 意欲ある担い手の確保・育成と農地マネジメントの推進

##### ア 意欲ある担い手の育成について

効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体である認定農業者や、将来認定農業者になると見込まれる認定新規就農者、将来法人化して認定農業者となることも見込

まれる集落営農組織などの意欲ある担い手に対しては、農用地の集積や経営の合理化、農業経営の基盤強化を促進するとともに、高収益作物等の導入や産地化を推進し、経営体としての体制が整ったものについては法人化への誘導を図る。また、多様な経営体との連携や農作業支援者による支援の促進など、総合的に農業の担い手の育成を図る。

#### イ 新規就農者の確保・育成について

本県農業の維持・発展のためには、農業後継者はもちろんのこと、新たに農業経営を営む新規就農者を確保し、確実に地域に定着することが必要である。このため、新規就農者の教育・研修、支援施策などにより確保・育成を図るとともに、農地中間管理事業を活用し、新規就農者への農用地の集積を図るなど、新規就農者の経営基盤の強化を支援する。

#### ウ 主たる従事者1人当たりの労働時間・所得の目標について

認定農業者などの担い手については、地域の他産業従事者と均衡した年間労働時間である概ね2,000時間を目標とするとともに、他産業従事者の所得(退職金等を含む)に相当する概ね360万円を年間農業所得の目標とする。

また、新規就農者については、年間労働時間は概ね2,000時間を目標とする一方、施設・機械等の初期投資がかさむことを考慮し、概ね250万円を年間農業所得の目標とする。

#### エ 青年等就農計画の認定等について

新たに農業経営を営もうとする新規就農者は、青年等就農計画を作成し、これを市町村に提出することができる。提出を受けた市町村は青年等就農計画の内容が基本構想に照らし、適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その計画を認定するものとする。

また、県は新規就農を希望する者に対し、相談や研修、青年等就農計画の作成支援などを行い、新規就農を促進するとともに、就農後については定着促進に向けたフォローアップ体制等を整備する。

#### オ 6次産業化の推進と食の担い手の育成について

消費者・実需者のニーズに対応して、生産・加工・販売の一体化等の多角化・高度化・複合化に向けた取り組みを促進する6次産業化を進めるとともに、アグリマネジメント学科及びフードクリエイティブ学科を有する県立なら食と農の魅力創造国際大学校(平成28年4月開校)において、本県農産物を熟知した食の担い手を育成する。

#### カ 地域を支える多様な農業経営体等の育成について

地域の農業は、認定農業者等の担い手だけで成り立っている訳ではない。担い手に利用されていない農用地を利用して継続的に営農する小規模の経営体についても、

担い手とともに地域を支えているという実態を踏まえ、営農の継続が図られるよう配慮する。また、労働力や技術力等で地域の農業をサポートする農作業支援者の役割の重要性を再認識し、農作業の支援のあり方について検討していく。

一方、土地利用型農業における集落営農組織の組織化・法人化や、県内農業従事者の4割以上を占める女性農業者による農業経営への参画、組織育成、地産地消活動などに対し、積極的に支援を行っていく。

さらに、農外企業の参入や、定年退職者などシニア世代の農業への参画、農業法人等での雇用就農、農福連携による障害者雇用や作業委託についても拡大を図っていく。

#### キ 地域計画を活用した農地マネジメントの推進について

農用地の有効活用を推進するため、5年後、10年後の農業の担い手をどうするかを話し合い、農業のあり方を地域内で合意形成する地域計画の策定を進める。また、地域計画に基づき、関係市町村との連携や農地中間管理事業の活用により担い手への農用地の集積・集約化を進め、地域農業の維持発展を目指す。

#### ク 特定農業振興ゾーンの設定について

特に、農業の振興を図る地域として特定農業振興ゾーンを設定し、高収益作物への転換、農用地の集積・集約化、耕作放棄地の解消、多様な担い手の確保等に関する施策を集中的かつ優先的に実施することで、農業の生産性の向上を図る。

### (2) 戦略的な販売の推進と奈良の食の魅力づくり

県では、首都圏など県内外のレストラン等における県産農産物の活用を促進するなど、奈良の食の魅力づくりを進めるとともに、地域ブランド力と販売プロモーションの強化、多様な流通経路の形成による販売促進に取り組むことにより意欲ある担い手の経営基盤の強化を支援する。

### (3) 販売戦略を踏まえ、需要に応じた生産振興

県産農産物のブランド力の強化や販路拡大といった販売戦略を踏まえ、需要に応じた生産振興を実施し、重点品目の集中的な生産振興を図る。

特に、重点品目として、奈良県の農畜水産業を牽引する主要品目を「リーディング品目」（カキ、キク、イチゴ、茶、大和畜産ブランド等）とし、安定生産技術の開発・普及や、ブランド力の強化等により、生産・販売のさらなる拡大を図る。また、将来性が期待される成長品目を「チャレンジ品目」（大和野菜、有機野菜、切り花ダリア、切り枝花木、イチジク等）とし、収量・品質向上に向けた技術支援や販路開拓により、特産品としての育成を図る。

### (4) 地域資源を活かした農村地域の活性化

山の辺の道周辺地域など農村資源（農地・人・施設・文化・歴史など）を活かした住民主体となった地域づくりを推進する。

農業生産基盤整備については、吉野川分水をはじめ、ダムやため池整備による農業用水の確保、用排水路・農道・圃場の整備、農地開発等を推進してきたが、今後は営農形態の変化や経営規模の拡大に伴う水利施設の整備を図るとともに、担い手への土地利用集積を図るため、ほ場整備等の生産基盤整備をより一層推進していく。

また、耕作放棄地の発生防止と活用等を目指し、営農が維持できる適切な水管理、農用地の管理等、営農条件整備を進めるため、地域の実情、ニーズに応じた小規模な基盤整備を推進していく。

#### (5) 地域別の振興方向について

(1)～(4)の施策は、中山間地域等の地理的条件や生産品目の特性など地域の実情に応じて進めていく。

#### ア 大和平野地域

この地域の平坦部では、野菜、花き園芸を主体とした集約型農業が営まれ、少数ではあるが水稻を基幹とする土地利用型農業も展開されている。山麓傾斜地においては、茶や花き、果樹、野菜、畜産等の各部門にわたる多様な農業が定着している。

集約型農業においては、基幹部門の規模拡大及び経営体質の強化を促進し、生産性の向上・低コスト化を図る。

また、都市近郊の特性を生かして、直売や観光農業など都市住民との交流による農業の展開を積極的に図る。

一方、土地利用型農業については、集落における合意を基本として農用地の集団的利用を誘導し、担い手を明確化しつつ担い手への農用地の集積を進めるとともに、作業受委託の推進や労働力補完システムの構築等により生産性の高い土地利用型農業経営体を育成し、それらの経営の熟度に応じて法人への移行を誘導する。

また、主たる担い手が明確でない地域においては、集落における合意を基本に、高齢者や女性の役割を明確にしながら、農用地の流動化や作業受委託等により担い手の確保・育成を行う集落営農を推進し、それぞれの経営の熟度に応じて法人への移行を誘導する。

#### イ 大和高原地域

この地域は比較的ほ場整備が進み、中山間地域の夏季冷涼な気象条件を生かして、水稻を基幹として国営開発農地を中心に茶、野菜、花き花木類、畜産等の農業が展開されている。

集約型農業においては、高収益、高付加価値品目の積極的な導入を視野に入れた特産物の振興を柱に、恵まれた自然環境や地域資源を生かした都市農村交流活動などを進めていく。

一方、土地利用型農業については、集落における合意を基本として農用地の集団的利用を誘導し、担い手を明確化しつつ担い手への農用地の集積を進めるとともに、作業受委託の推進や労働力補完システムの構築等により生産性の高い土地

利用型農業経営体を育成し、それらの経営の熟度に応じて法人への移行を誘導する。

土地利用型農業の担い手が不足し、主たる担い手が明確でない地域においては、集落における合意を基本に、高齢者や女性の役割を明確にしながら、農用地の流動化や作業受委託等により担い手の確保・育成を行う集落営農を推進し、それぞれの経営の熟度に応じて法人への移行を誘導する。

#### ウ 五條・吉野地域

北部の中山間地域では、国営開発農地を中心に、果樹・野菜・花き花木類及び畜産等を基幹とした農業が展開されており、特に柿、梅においては全国屈指の産地を形成している。

集約型農業においては、高収益、高付加価値品目の積極的な導入を視野に入れた特産物の振興を柱に、恵まれた自然環境や地域資源を生かした都市農村交流活動などを進めていく。

しかし、農村人口の減少もあり、地域農業の担い手が不足する地域も見られる。そのような地域では、担い手を明確化しつつ担い手への農用地の集積を進めるとともに、作業受委託の推進や労働力補完システムの構築等により生産性の高い土地利用型農業経営体を育成し、それらの経営の熟度に応じて法人への移行を誘導する。主たる担い手が明確でない地域においては、集落における合意を基本に、高齢者や女性の役割を明確にしながら、農用地の流動化や作業受委託等により担い手の確保・育成を行う集落営農を推進し、それぞれの経営の熟度に応じて法人への移行を誘導する。

一方、全国屈指の美林を形成している南部の山村地域においては、産業の中心は林業となっており、農業規模は零細で自給的色彩が強く、規模拡大を図ることが困難である。

そのような状況の中で、地域の気象特性、豊かな水資源など地域資源を活用した野菜や花き花木類等の特産物の生産振興及び加工・販売体制の整備が図られている。今後は、高付加価値品目の積極的な導入を進めるとともに、農業者の合意を基に農林業の労働配分の適正化を進め、担い手の確保・育成を図る。

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

### 1 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成

第1の3(1)ウに示した主たる従事者1人当たりの労働時間・所得の目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に優良事例等を踏まえつつ、本県における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。

[個別経営体]

主 穀 経 営				
営農類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
平坦 大規模 主穀	<作付面積等> 水稲キヌヒカリ 300 a 水稲ヒノヒカリ 500 a 田植受託 100 a 収穫・乾燥・調整 受託 600 a 小麦 800 a  <経営耕地面積> 1,600 a	<資本装備> トラクター 30ps 1台 施肥田植機 6条 1台 コンバイン 4条刈 1台 乾燥機 3 t 3台 トラック 2 t 1台 倉庫・格納庫 150 m <sup>2</sup> <その他> ・複数品種の導入による 作業ピークの分散	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施 ・農繁期の臨時雇用の確保
平坦 大規模 水稲	<作付面積等> 水稲キヌヒカリ 300 a 水稲ヒノヒカリ 500 a 田植受託 100 a 収穫・乾燥・調整 受託 600 a  <経営耕地面積> 800 a	<資本装備> トラクター 30ps 1台 施肥田植機 6条 1台 コンバイン 4条刈 1台 乾燥機 3 t 3台 トラック 2 t 1台 倉庫・格納庫 150 m <sup>2</sup> <その他> ・複数品種の導入による 作業ピークの分散 ・作業受託による機械の有効利用		

中山間 大規模 水稲	<作付面積等> 水稲あきたこまち 300 a 水稲コシヒカリ 500 a 田植受託 100 a 収穫・乾燥・調整 受託 600 a  <経営耕地面積> 805 a	<資本装備> トラクター 30ps 1台 施肥田植機 6条 1台 コンバイン 4条刈 1台 乾燥機 3 t 3台 トラック 2 t 1台 倉庫・格納庫 150 m <sup>2</sup> 育苗ハウス 5 a  <その他> ・複数品種の導入による 作業ピークの分散 ・平坦地域での作業受託 による機械の有効利用		
<b>野 菜 経 営</b>				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
イチゴ専作 (土耕)	<作付面積等> 12月どり 30 a  <経営耕地面積> 36 a	<資本装備> パイプハウス 30 a 育苗ハウス 6 a 倉庫・作業舎 50 m <sup>2</sup> 保冷庫 1坪 トラクター 20ps 1台	・複式簿記記 帳の実施 による経 営と家計 の分離 ・青色申告の 実施	・家族経営協 定に基づ く給料制・ 休日制の 実施 ・農繁期の臨 時雇用の 確保
イチゴ専作 (高設栽 培)	<作付面積等> 12月どり 30a  <経営耕地面積> 36a	<資本装備> パイプハウス 30 a 育苗ハウス 6 a 高設ベンチ 30 a 分 温湯暖房機 3台 倉庫・作業舎 50 m <sup>2</sup> 保冷庫 1坪  <その他> ・軽作業化のため高設ベ ンチの導入		



<p>イチゴ + トマト</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; イチゴ 12月どり 30 a トマト 半促成 30 a  &lt;経営耕地面積&gt; 36 a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; パイプハウス 30 a 育苗ハウス 6 a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50 m<sup>2</sup> 保冷库 1 坪  &lt;その他&gt; ・ トマト接ぎ木苗の導入</p>
<p>ナス専作</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; 夏秋ナス 20 a 半促成ナス 20 a 水稲 50 a  &lt;経営耕地面積&gt; 90 a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; パイプハウス 20 a トラクター 20ps 1台 田植機4条 1台 コンバイン2条1台 倉庫・作業舎 50 m<sup>2</sup>  &lt;その他&gt; ・ 夏秋ナスは水稲と輪作して連作障害を回避</p>
<p>施設軟弱 (ホウレンソウ+ミズナ)</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; ホウレンソウ 160 a ミズナ 40 a  &lt;経営耕地面積&gt; 40 a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; パイプハウス 40 a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50 m<sup>2</sup>  &lt;その他&gt; ・ ホウレンソウは年間4作</p>

施設軟弱 (コマツナ)	<作付面積等> コマツナ 300 a  <経営耕地面積> 60 a	<資本装備> パイプハウス 60 a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50 m <sup>2</sup> 保冷库 2坪 <その他> ・コマツナは年間5作		
ネギ専作	<作付面積等> 葉ネギ 270 a  <経営耕地面積> 91.2 a	<資本装備> 育苗ハウス 1.2 a トラクター 20ps 1台 移植機4条 1台 トラック1.5t 1台 倉庫・作業舎 100 m <sup>2</sup> <その他> ・移植栽培による年間3作		
<b>果 樹 経 営</b>				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
カキ・ウメ 複合	<作付面積等> 露地カキ 刀根早生 100 a 平核無 30 a 富有 200 a 松本早生富有 30 a 刀根早生 優良系統 40 a ウメ 100 a <経営耕地面積> 500 a	<資本装備> スピートスプレー 24ps 1台 乗用モーター 14ps 1台 倉庫・作業舎 100 m <sup>2</sup> <その他> ・スピートスプレーや乗用モーター等の導入による規模拡大	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施 ・農繁期の臨時雇用の確保

<p>カキ・ウメ 複合 +ハウスカ キ</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; ハウスカキ(普通加温) 刀根早生 30 a 露地カキ 刀根早生 120 a 平核無 30 a 富有 140 a 松本早生富有 30 a ウメ 90 a &lt;経営耕地面積&gt; 440 a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; A P ハウス 30 a 温風暖房機 3 台 スปีト`スプレー 24ps 1 台 乗用モア一 14ps 1 台 倉庫・作業舎 100 m<sup>2</sup> &lt;その他&gt; ・スปีト`スプレーや乗用モ ア一等の導入による規 模拡大</p>		
<p>ナシ専作</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; ナシ 幸水・豊水 20 a 二十世紀 50 a 新高 10 a &lt;経営耕地面積&gt; 80 a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 果樹棚 80 a スプリンクラー 80 a 黄色蛍光灯設備 80 a スปีト`スプレー 24ps 1 台 倉庫・作業舎 50 m<sup>2</sup> &lt;その他&gt; ・直売等による安定販売</p>		
<p>ブドウ専作 (市場出荷 主体)</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; ブドウ 巨峰加温 50 a テラウエア加温 80 a テラウエア無加温 20 a &lt;経営耕地面積&gt; 150 a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 波状型ハウス 150 a 温風暖房機 9 台 倉庫・作業舎 50 m<sup>2</sup></p>		
<p>イチジク 専作</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; イチジク 加温 20 a 無加温 30 a 露地 30 a &lt;経営耕地面積&gt; 80 a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; パイプハウス 50 a 温風暖房機 2 台 倉庫・作業舎 30 m<sup>2</sup></p>		

花 き 経 営				
営農類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
大中輪ギク	<作付面積等> 輪ギク ハウス 4～5月咲 10 a 11～12月咲(電照) 10 a 露地 5～7月咲 (秋挿し) 20 a 7～11月咲 (春挿し) 40 a  <経営耕地面積> 71.2 a	<資本装備> パイプハウス 10 a 育苗ハウス 1.2 a トラクター 20ps 1台 畝立てマルチャー10ps 1台 下葉取り機 1台 結束機 1台 切断機 1台 倉庫・作業舎 50 m <sup>2</sup> <その他> ・省力機械の導入 ・品種の組み合わせによ る長期出荷 ・ハウスの有効利用	・複式簿記記 帳の実施 による経 営と家計 の分離  ・青色申告の 実施	・家族経営協 定に基づ く給料制・ 休日制の 実施  ・雇用の積極 的な導入
小ギク	<作付面積等> 小ギク ハウス 4～5月咲 10 a 11～12月咲(電照) 10 a 露地 5～7月咲 (秋植え) 20 a 7～11月咲 (春挿し) 80 a 7～8月咲 (電照) 10 a  <経営耕地面積> 121.2 a	<資本装備> パイプハウス 10 a 育苗ハウス 1.2 a トラクター 20ps 1台 畝立てマルチャー10ps 1台 下葉取り機 1台 結束機 1台 切断機 1台 梱包機 1台 倉庫・作業舎 50 m <sup>2</sup> <その他> ・省力機械の導入 ・品種の組み合わせによ る長期出荷 ・ハウスの有効利用		

鉢花 (シクラメン中心)	<作付面積等> シクラメン 20 a ガーデンシクラメン 10 a 花壇苗 20 a  <経営耕地面積> 40 a	<資本装備> A P ハウス 40 a 底面吸水ベンチ 25 a 温風暖房機 3 台 ホットテイングマシン 1 台 フロントローダー 1 台 用土混合機 1 台 播種機 1 台 倉庫・作業舎 50 m <sup>2</sup> <その他> ・ 灌水の省力化 ・ 裏作として花壇苗の導入		
花壇苗専作	<作付面積等> 花壇苗 パンジー 20 a ベゴニア 8 a ペチュニア 8 a マリゴールド 7 a サルビア 7 a  <経営耕地面積> 30 a	<資本装備> A P ハウス 30a 温風暖房機 2 台 発芽室 1 坪 ホットテイングマシン 1 台 フロントローダー 1 台 用土混合機 1 台 播種機 1 台 倉庫・作業舎 50 m <sup>2</sup> <その他> ・ 省力機器の導入		
花壇苗 + 野菜苗	<作付面積等> 花壇苗 秋冬花苗 30 a 春夏花苗 20 a 野菜苗(春) 15 a 野菜苗(秋) 5 a  <経営耕地面積> 45 a	<資本装備> A P ハウス 45 a 温風暖房機 10 台 発芽室 1 坪 ホットテイングマシン 1 台 フロントローダー 1 台 用土混合機 1 台 播種機 1 台 倉庫・作業舎 50 m <sup>2</sup> <その他> ・ 省力機器の導入		

茶 経 営				
営農類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶(てん茶)	<作付面積等> 茶 600 a  <経営耕地面積> 600 a	<資本装備> 製茶工場建物 720 m <sup>2</sup> 生葉自動コンテナ 2,250~4,950kg 蒸熱工程 120kg てん茶機 100kg/h 仕上げ工程 1台 乗用型摘採機 25.2ps 1台 防霜扇 600 a 倉庫・作業舎 200 m <sup>2</sup> <その他> ・3戸共同と補助事業導入による機械等償却費低減	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施 ・農繁期の臨時雇用の確保
茶(生葉)	<作付面積等> 茶 500 a  <経営耕地面積> 500 a	<資本装備> 乗用型摘採機 27ps 1台 防霜扇 500 a 倉庫・作業舎 200 m <sup>2</sup> <その他> ・生葉売りによる製茶工場償却費の低減		

畜産経営				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農	<作付面積等> 経産牛 60頭 <経営耕地面積> ー	<資本装備> 搾乳牛舎 700㎡ パイプラインミルク 一式 牛糞処理施設 一式 トラクター 20ps 1台 <その他> ・購入国産飼料（稲 WCS）を利用 ・牛群検定による生産能力の向上 ・ヘルパーの導入	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施 ・雇用の積極的な導入
肉用牛	<作付面積等> 肉用牛 200頭 <経営耕地面積> ー	<資本装備> 肥育牛舎 1,100㎡ 牛糞処理施設 一式 トラクター 20ps 1台 <その他> ・効率的な飼養管理		
採卵鶏	<作付面積等> 成鶏 10,000羽 <経営耕地面積> ー	<資本装備> 成鶏舎 1,340㎡ 自動給餌機 一式 鶏糞発酵施設 一式 <その他> ・衛生管理の徹底 ・飼養管理の省力化		
大和肉鶏	<作付面積等> 成鶏 7,000羽 <経営耕地面積> ー	<資本装備> 鶏舎 850㎡ 堆肥舎 60㎡ <その他> ・衛生管理の徹底 ・飼養管理の省力化		

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
集落営農組織 (水稲+小麦)	<作付面積等> 水稲作業受託 耕起 1,500 a 代掻き 1,000 a 田植 1,000 a 収穫 1,000 a 乾燥調整 1,500 a 小麦作業受託 500 a  <経営耕地面積> -	<資本装備> トラクター 30ps 1台 20ps 1台 施肥田植機 6条 1台 4条 1台 コンバイン 4条刈 1台 2条刈 1台 乾燥機 3 t 3台 倉庫・格納庫 200 m <sup>2</sup> <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散 ・生産調整のため小麦の導入	・複式簿記の実施 ・経理担当者の育成	・パソコンを利用した従事者管理 ・雇用の労災保険等の加入
集落営農組織 (水稲+水稲作業受託)	<作付面積等> 水稲 500 a 水稲作業受託 育苗 1,800 a 耕起 2,500 a 代掻き 2,500 a 田植 2,500 a 収穫 4,000 a <経営耕地面積> 500 a	<資本装備> パイプハウス 20a トラクター15, 25, 35ps 各1台 代かきハロー 2台 施肥田植機 5条 2台 コンバイン 4条刈 4台 トラック 2 t 1台 <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散 ・軽トラック必要台数を借り上げ		



集落営農組織（水稲＋野菜）	<作付面積等> 水稲 あきたこまち 500 a ヒノヒカリ 1,000 a シソ 50 a スイートコーン 10 a キャベツ 60 a  <経営耕地面積> 1,720 a	<資本装備> トラクター 3台 施肥田植機 5条 3台 コンバイン 4条刈 2台 乾燥機 4.5 t 3台 フォークリフト 1 t 1台 野菜移植機 2条 1台 倉庫・作業舎 305 m <sup>2</sup>  <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散 ・軽トラック必要台数を借り上げ		

## 2 新たな農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

新規就農者が第1の3（1）ウに示した主たる従事者1人当たりの労働時間・所得の目標を達成するために目指すべき農業経営の指標として、過去の新規就農者の事例等を踏まえつつ、本県における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。

野 菜 経 営				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ専作（土耕）	<作付面積等> イチゴ 12月どり 15 a  <経営耕地面積> 19 a	<資本装備> パイプハウス 15 a 育苗ハウス 4 a トラクター20ps 1台 倉庫・作業舎 50 m <sup>2</sup> 保冷库 1坪  <その他> ・土耕栽培により初期費用を軽減	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施

<p>イチゴ (土耕) +ナス</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; イチゴ 12月どり 15 a ナス 夏秋ナス 5 a  &lt;経営耕地面積&gt; 24 a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; パイプハウス 15 a 育苗ハウス 4 a トラクター20ps 1台 倉庫・作業舎 50 m<sup>2</sup> 保冷库 1坪  &lt;その他&gt; ・イチゴは土耕栽培により初期費用を軽減</p>		
<p>施設軟弱 (ハウレンソウ+ミズナ)</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; ハウレンソウ 120 a ミズナ 30 a  &lt;経営耕地面積&gt; 30 a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; パイプハウス 30 a トラクター20ps 1台 倉庫・作業舎 50 m<sup>2</sup>  &lt;その他&gt; ・ハウレンソウは年間4作</p>		
<p>施設軟弱 (コマツナ)</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; コマツナ 150 a  &lt;経営耕地面積&gt; 30 a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; パイプハウス 30 a トラクター20ps 1台 倉庫・作業舎 50 m<sup>2</sup> 保冷库 2坪  &lt;その他&gt; ・コマツナは年間5作</p>		

### 第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本県の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本県農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

このため、本基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織等の担い手について、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

#### 2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、県は、「奈良県農業経営・就農支援センター（以下、「農業経営・就農支援センター」という。）」を設け、農業経営の改善に向けた助言・指導、就農等希望者の相談・情報提供、市町村等への紹介等を行うこととする。

農業経営・就農支援センターの体制は、一般社団法人奈良県農業会議（以下、「農業会議」という。）を業務を行う拠点として位置付け、県担い手・農地マネジメント課及び農業会議を総合窓口、農林振興事務所（農業振興事務所を含む。）をサテライト窓口に、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター（以下、「サポセン」という。）、奈良県農業協同組合中央会、奈良県農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫奈良支店、奈良県農業法人協会、奈良県商工会連合会及び市町村を伴走機関に位置付ける。

サテライト窓口は、各地域での農業経営・就農相談に対応する。農業者や集落営農組織等から次項②又は③に関する相談等があった場合は、農業経営・就農支援センターが、経営診断に基づき専門家派遣等を協議するための場を設け、支援チームを編成し課題解決に向けて支援を行う。

農業経営・就農支援センターの運営方針は、以下①～④とする。

- ① 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- ② 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化や集落営農組織の設立等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
- ③ 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応、専門家派遣
- ④ 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整

### 3 本県が主体的に行う取組

本県は、新たに就農しようとする青年等に対する研修を積極的に実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、認定農業者制度や認定新規就農者制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。

農林振興事務所(農業振興事務所を含む。)は、認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう計画的に巡回指導等を行う。

県立なら食と農の魅力創造国際大学校アグリマネジメント学科は、実践的な研修教育指導等を行うとともに、就農を希望する者ごとの取組内容に即してきめ細やかなサポートを行う。

### 4 関係機関との連携・役割分担の考え方

農業会議は、農業経営・就農支援センターの拠点として本県とともに農業経営・就農相談に対応するとともに、専門家派遣の手続き等、農業経営・就農支援センターの運営業務を行う。

奈良県農業法人協会は、雇用就農を促進するため、新規就農希望者を対象とした相談会への出展、農業インターンシップの受け入れ等を行う。

サポセン及び市町村農業委員会は、農地に関する相談対応、利用権の設定等のサポートを行う。

奈良県農業協同組合中央会及び奈良県農業協同組合は、就農希望者等への営農技術や販売面のサポートを行う。

株式会社日本政策金融公庫は、規模拡大や経営発展を志向する認定農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。

奈良県商工会連合会は、6次産業化や販路拡大を目指す農業者等からの相談に対応し、中小企業向けの施策に関する情報提供や支援を行う。

市町村は、農林振興事務所(農業振興事務所を含む。)と連携して認定農業者や認定新規就農者等からの相談に対応し、農業経営改善計画、青年等就農計画の作成や実現に向けた各種サポートを行う。

### 5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業経営・就農支援センターは、就農等希望者、就農を受け入れる法人等の農業者、その他関係者から就農等に関する相談があった場合は、相談内容等に応じて研修先や就農先の情報を含めて必要な情報を提供する。

県は、サポセンや市町村農業委員会等と連携し、農地情報の提供や就農計画の作成支援を行うとともに、経営の移譲を希望する農業者の情報を収集し、就農等希望者とマッ

チングを行い、市町村等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

#### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者(経営体)の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積の目標はおおむね次に掲げる程度とする。

<p>効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積の目標</p>	<p>そ の 他</p>
<p>面積シェア34%          なお、面的集積の目標については、市町村において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、県、市町村、農業委員会、サポセン等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連たん化や団地面積の増加を図ることとする。</p>	<p>目標年度における農用地面積          予測値          20,000ha          (利用集積目標面積 6,800ha)</p>

#### 第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の育成と、第4で示すこれらの経営が地域の農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積の目標の達成を図るためには、意欲と能力のある経営感覚に優れた担い手の確保・育成に努め、それら担い手への農用地の利用集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営が本県農業生産の多くを担う農業構造を確立することが必要である。

このため、県は、関係各課、普及組織、農業関係試験研究機関等県内の指導体制を整備するとともに、農業会議、奈良県農業協同組合中央会、奈良県農業協同組合、奈良県土地改良事業団体連合会、農地中間管理機構であるサポセンとの間で奈良県農業再生協議会を設置するほか、営農連絡協議会等関係団体と相互に十分な連携を図り、農業経営基盤強化促進事業を実施する。

また、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積その他の農

業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中化する農業経営改善計画認定制度の普及を図る。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

#### 1 利用権設定等促進事業に関する事項

利用権設定等促進事業については、市町村が農用地利用集積計画を作成する際は、農用地を効率的かつ安定的な農業経営に結びつけるため、原則としてサポセンが行う農地中間管理事業を活用し、農用地の集積及び集約化を推進する。

#### 2 農作業受委託等促進事業等に関する事項

委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえて、重点的、効果的な実施を図る。

#### 3 指導、推進体制の整備

普及組織等の県内の指導機関においては、市町村、農業委員会、農業協同組合等、およびこれらを構成員として設立される地域農業再生協議会等との連携を進め、地域における指導機能の強化と総合化を図る。

特に、集落の農業の将来方向と育成すべき経営体、更に小規模な兼業農家、生きがい農家、土地持ち非農家の連携及び役割分担の明確化が図られるよう、集落段階における農業者の徹底した話し合いや、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修を実施する。更に、経営指導を担当する者の養成、法人の設立・運営に向けた指導強化等を図る。

併せて、サポセンを青年農業者等育成センターと位置づけ、農業の技術または経営に関する情報の提供、相談等により青年等の就農促進と活動支援を図る。

#### 4 農用地の利用集積

地域の実情に合った規模のほ場整備の推進と併せて集団化した農用地の利用条件の改善を推進するため、基盤整備事業等の積極的な導入、集落の農用地の効率的利用のための土地利用調整の推進、換地を契機とした利用権の設定、農作業受委託等の総合的推進等により地域の担い手である認定農業者等への農用地の利用集積を促進する。

#### 5 農地中間管理事業の推進

サポセンを意欲ある担い手への農用地の集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。農地中間管理事業は、地域計画に基づき農用地を集積し、地域ぐるみで農用地の流動化に取り組む区域や農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域

などにおいて重点的に実施する。

農用地の利用の効率化及び高度化を促進するためにサポセンが貸付けを行う担い手の農用地の利用状況等を把握し、分散錯圃の解消を図り、連たん化、団地化を図る。また、再生して周辺の農用地と一体的かつ効率的に利用することが可能な耕作放棄地は速やかに再生利用を図り、耕作放棄地の解消・未然防止に積極的に取り組む。さらに本県では、リーディング品目、チャレンジ品目などの規模拡大を目指す認定農業者、新たに農業にチャレンジする認定新規就農者など意欲ある担い手を中心に農地の集約化を推進する。なお、農用地として利用することが困難なときは、農地中間管理権を取得しないものとする。

## 第6 農地中間管理機構が行う特例事業の推進に関する事項

サポセンは農地中間管理事業のほか、次に掲げる事業を行うものとする。

- 1 農用地等を買入れ、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）
- 2 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業
- 3 農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し1の農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- 4 1の農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

事業実施にあたってはサポセンが実施する特例事業の実施区域内の全域で活用されるよう努めるとともに農地中間管理事業による貸借による農地集積・集約化の取組を阻害しないよう留意する。

### 附則

- 1 この基本方針は、平成6年2月28日制定
- 2 平成12年4月4日改正
- 3 平成18年3月31日改正
- 4 平成22年3月12日改正
- 5 平成26年6月16日改正
- 6 令和3年7月21日改正
- 7 令和5年6月30日改正